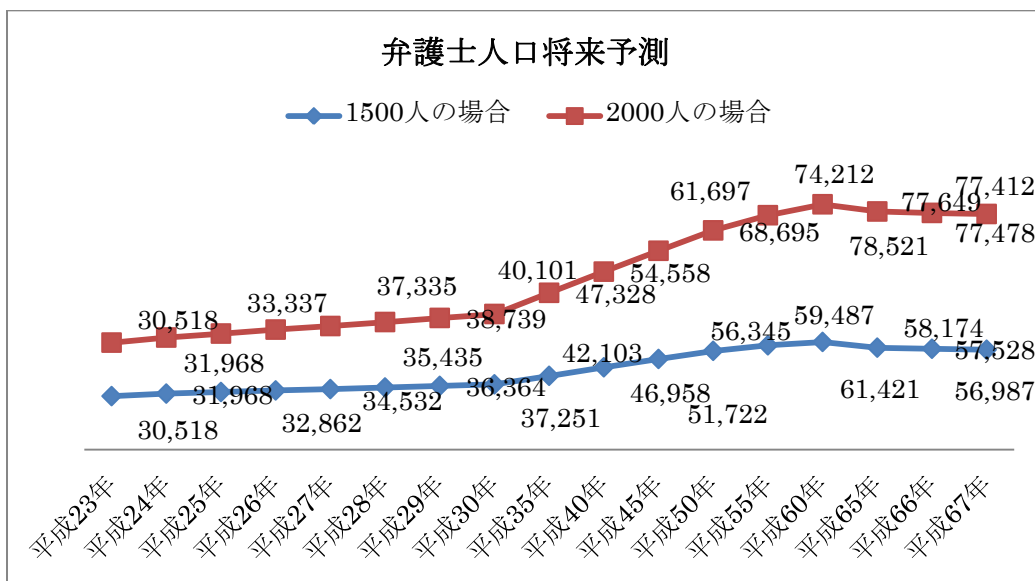
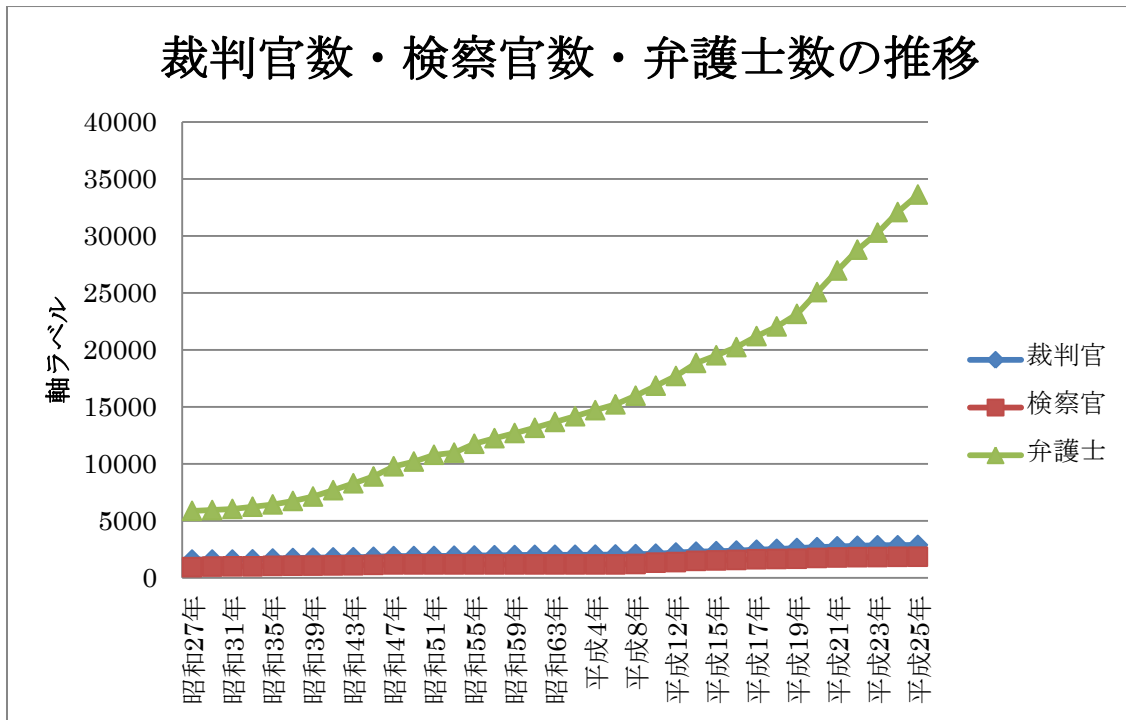


弁護士人口の現状（弁護士人口，事件数，所得の推移など）

2014年（平成26年）10月11日

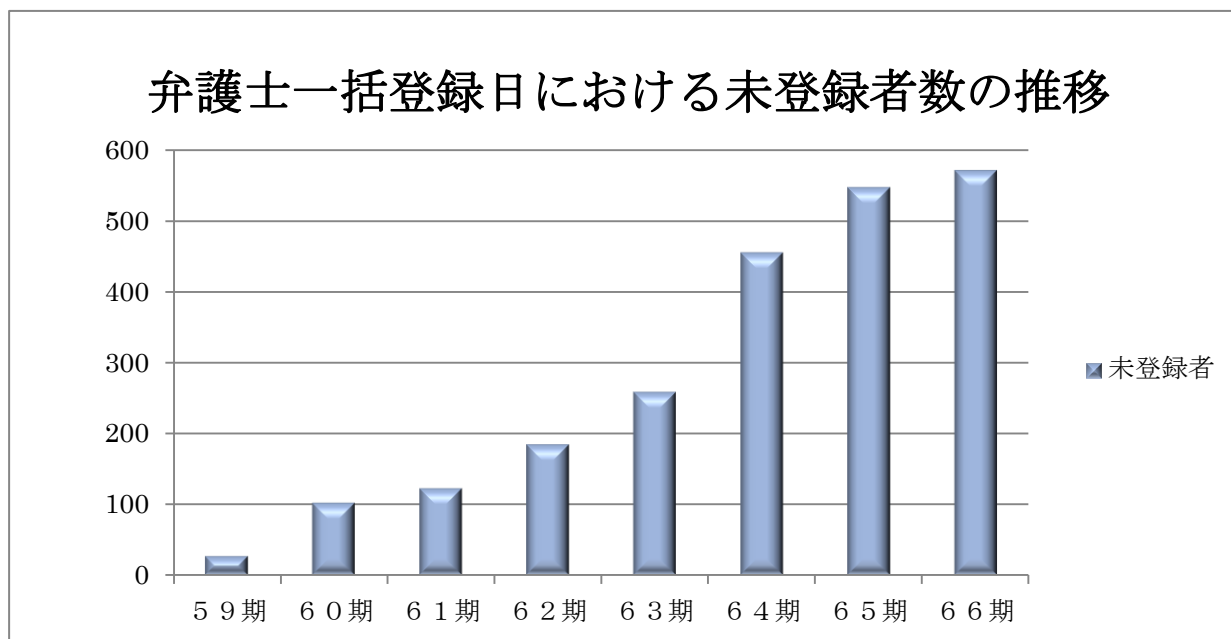
文責 弁護士 白 浜 徹 朗

第1 弁護士数の推移



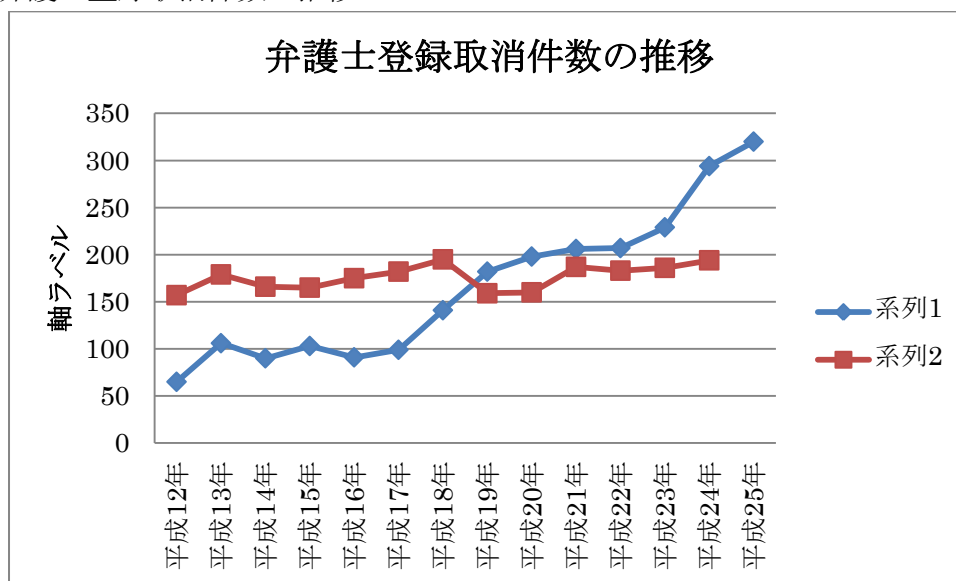
※平成25年以降に司法試験合格者数を2000人とした場合と1500人とした場合の比較第

2 未登録者数の推移



※ 弁護士一括登録日に於ける未登録者数は、平成18年27名（二回試験合格者1493名中1.8%）、平成19年102名（同2439名中4.2%）、平成20年122名（同2380名中5.1%）、平成21年184名（同合格者2307名中8.0%）、平成22年258名（同合格者2164名中11.9%）、平成23年258名（同2070名中21.9%）、平成24年546名（同2069名中26.4%）、平成25年570名（同2077名中27.4%）と急増している（未登録者数の数は日弁連新聞により、二回試験合格者数は、最高裁などの公表データによる。60期から65期は新修習と現行修習を合計した。59期の未登録者数だけは、白浜の個人的な推計によるものである。）。

第3 弁護士登録取消件数の推移



※ 死亡取消（系列2）ほぼ横ばい。請求による取消件数（系列1）は約6倍に増加。

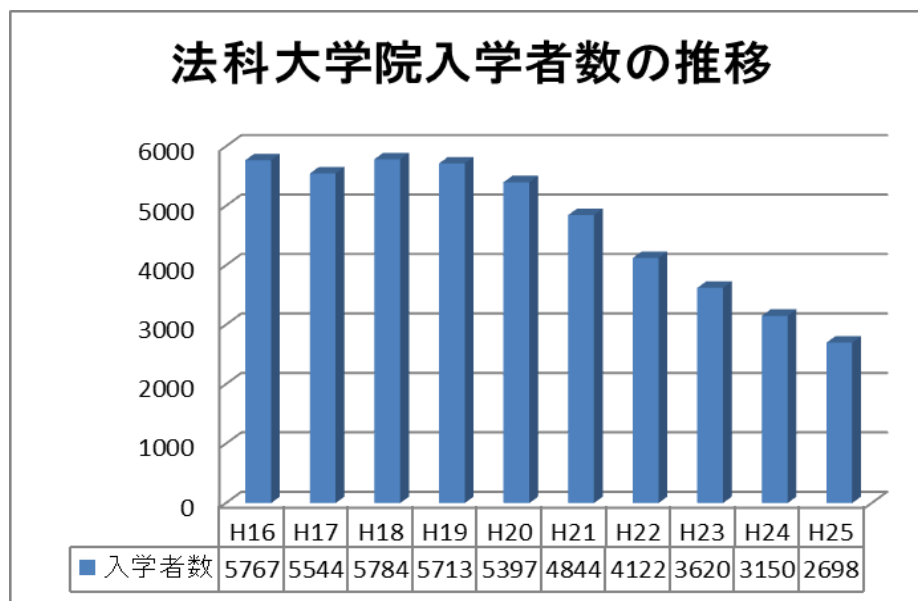
第4 60期以降の退会者の増加傾向

一斉登録時の弁護士数が少なくなっても、1年ぐらいうればほぼ就職できているようなことがよく言われているが、実のところ、弁護士にはなったもののしばらくして転職する人が増えているため、1年程度で弁護士の数はピークに達して、その後は減少する、しかも、このピークの人数も悪化している傾向が出現している。なお、60期から64期までは新修習と現行型修習が混在しているので、統計上は多少不正確なところがあることに注意していただきたい。

	二回試験合格者数から 任官者数を引いた人数	ピーク数とその時期 の弁護士数	平成26年10月6日 の弁護士数と減少数
60期	2,145名	2,094名 (24年5月下旬)	2,059名 -35
61期	2,148名	2,122名 (24年6月中旬)	2,074名 -48
62期	2,162名	2,109名 (24年3月中旬)	2,060名 -49
63期	1,972名	1,925名 (24年4月下旬)	1,874名 -51
64期	1,983名	1,924名 (25年2月中旬)	1,907名 -17

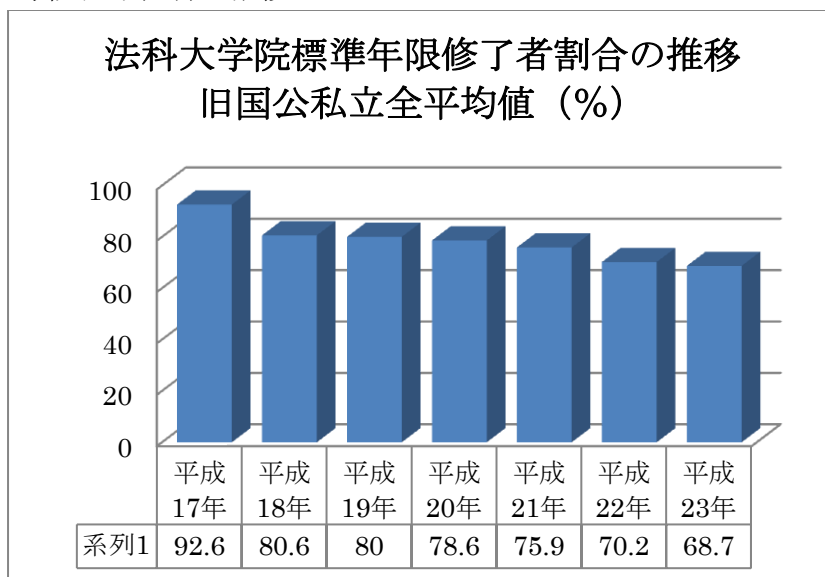
第5 法科大学院志願者数の推移

昨春、学生を募集した法科大学院69校のうち93%に相当する64校で入学者が定員を下回り、平成26年の法科大学院入学者数は2272人と過去最低（平成18年の5784人と比べ2分の1以下の入学者数）



平成23年の法科大学院修了者割合は68.7%と法科大学院の修了割合は年々減少傾向にある。平成26年入学者のうち修了予定者数を7割で計算すると修了者数は1590人となる。予備試験を廃止し、法科大学院修了者だけしか司法試験を受けられないと司法試験合格者数を1500人にしてもほぼ全入となる。

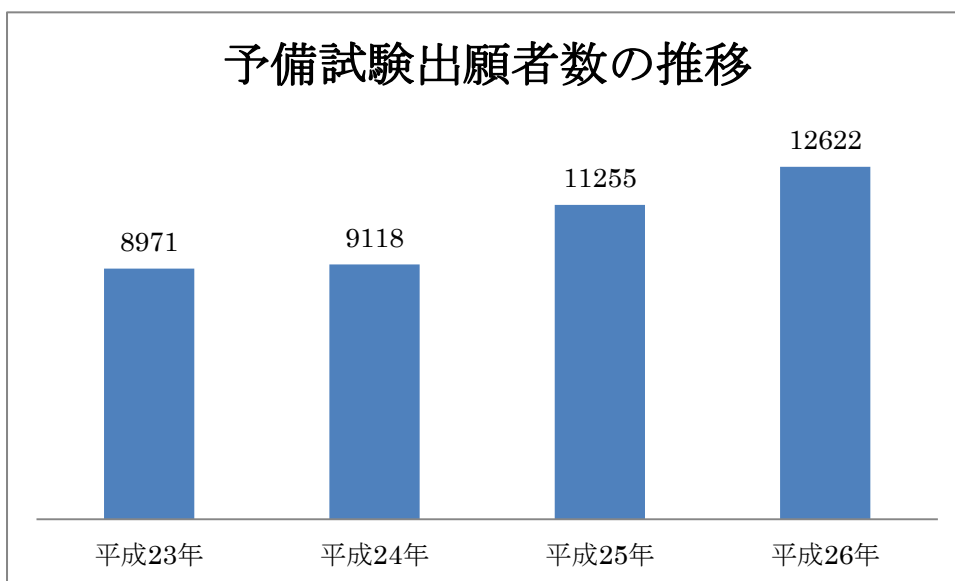
第6 法科大学院修了割合の推移



c f 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会資料

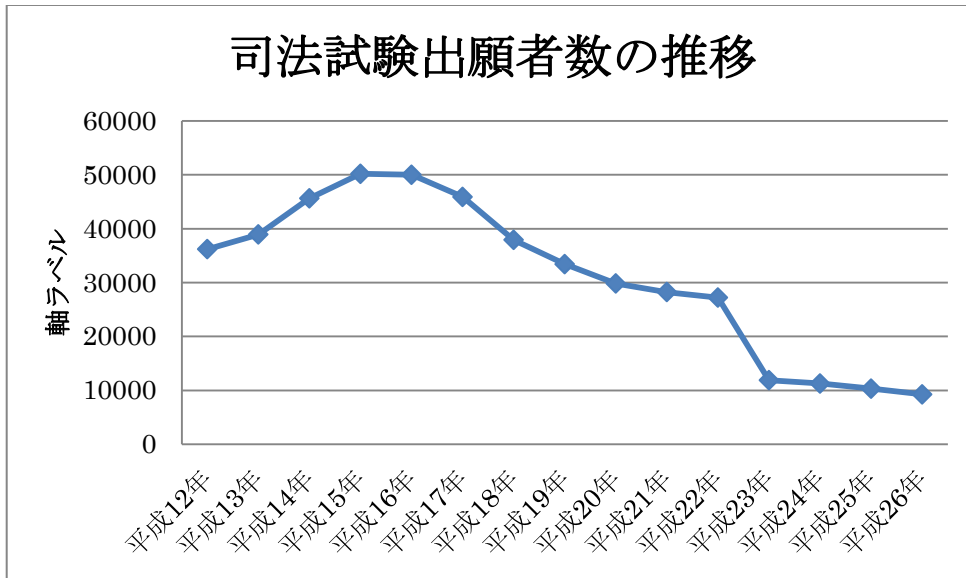
※法科大学院修了者の割合は、年々悪化している。法科大学院入学者数が激減し、修了者割合が減っていることから、司法試験受験者数は更に激減する。

第7 予備試験受験者数の推移



※予備試験の出願者数は毎年増えている。

第8 司法試験出願者数の推移



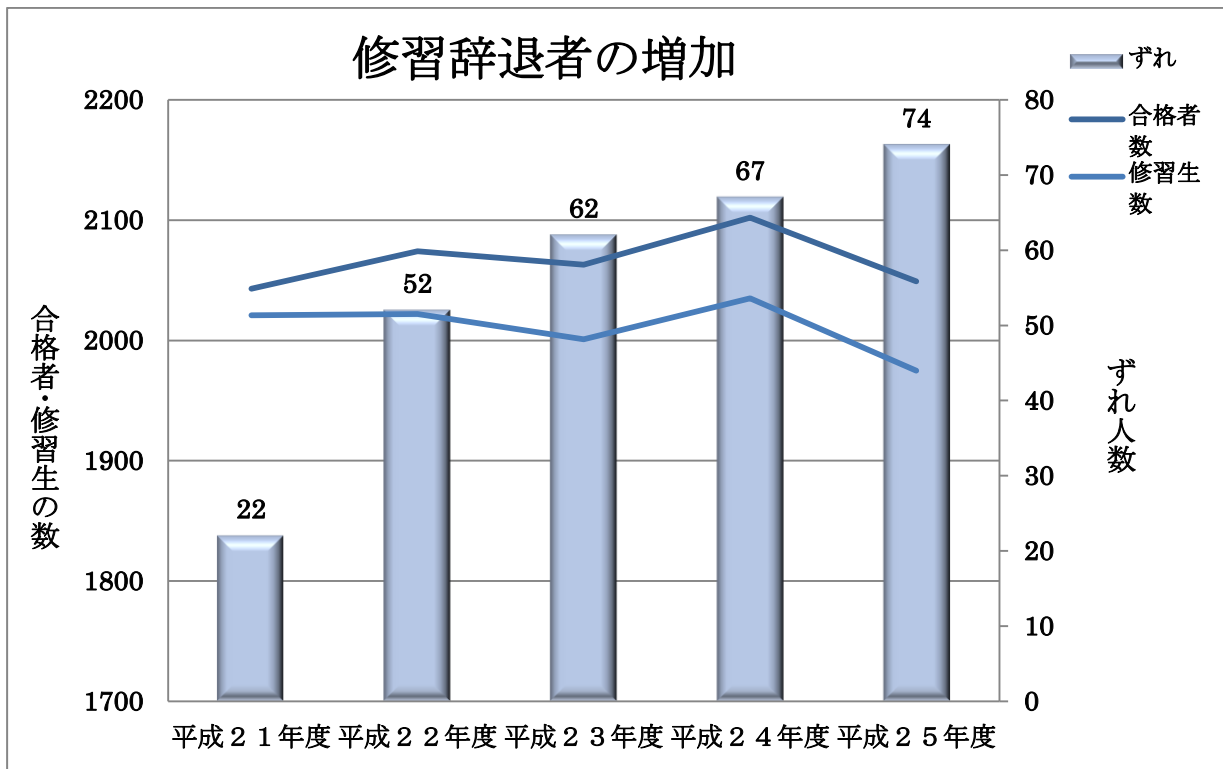
※2006年から新司法試験実施、2010年までは、新・旧司法試験の合計

※2011年からは 新司法試験のみ。

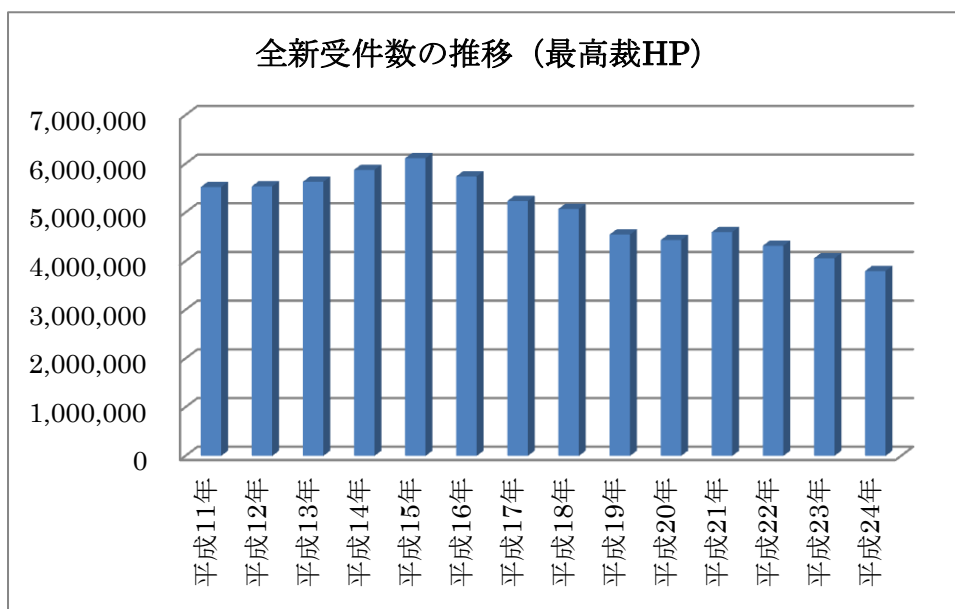
第9 司法修習辞退者数の増加

司法試験に合格しても修習しない人は合格者激増前から一定数存在したが、合格者の増加に伴い、修習辞退者の数も増えている。司法試験の合格者数と比較した修習生の数からすると、辞退者が増えていることが明らかとなっている。

年度	新司法試験合格者数	修習生数	ずれ
平成21年度	2,043人合格	新63期2,021人	22名のずれ
平成22年度	2,074人合格	新64期2,022人	52名のずれ
平成23年度	2,063人合格	新65期2,001人	62名のずれ
平成24年度	2,102人合格	66期2,035人	67名のずれ
平成25年度	2,049人合格	67期1,975人	74名のずれ



第10 事件数の推移



事件数は、平成15年をピークに新受件数は減少傾向
 なお、平成21年の微増は、過払返還訴訟件数が増加に伴う増加

第11 関西地域における新受件数の推移

裁判所名	17年 ワ号	※ 21年 ワ号	25年 ワ号	21 年 指数	① 25 年 指数	16.12.27 弁護士 数	26.4.1 弁護士 数	② 16年末 比 指数	① / ②	26年 1人分 事件数
全地裁総数	132654	235508	147390	177.5	111.1	21188	35113	165.7	67.0%	4.2
大阪地裁堺支部	1686	3159	1877	187.4	111.3	43	104	241.9	46.0%	18.0
大阪地裁岸和田支部	811	1722	868	212.3	107.0	21	32	152.4	70.2%	27.1
京都地裁舞鶴支部	61	90	61	147.5	100.0	3	6	200.0	50.0%	10.2
京都地裁園部支部	69	130	66	188.4	95.7	1	3	300.0	31.9%	22.0
京都地裁宮津支部	67	150	89	223.9	132.8	1	7	700.0	19.0%	12.7
京都地裁福知山支部	68	208	58	305.9	85.3	3	9	300.0	28.4%	6.4
神戸地裁尼崎支部	1294	1984	1167	153.3	90.2	47	94	200.0	45.1%	12.4
神戸地裁姫路支部	1024	1774	1022	173.2	99.8	50	101	202.0	49.4%	10.1
神戸地裁豊岡支部	81	322	91	397.5	112.3	6	9	150.0	74.9%	10.1
神戸地裁洲本支部	98	184	108	187.8	110.2	3	6	200.0	55.1%	18.0
神戸地裁伊丹支部	423	717	460	169.5	108.7	13	42	323.1	33.7%	11.0
神戸地裁明石支部	339	710	356	209.4	105.0	13	32	246.2	42.7%	11.1
神戸地裁柏原支部	60	154	84	256.7	140.0	2	6	300.0	46.7%	14.0
神戸地裁杜支部	115	206	128	179.1	111.3	2	8	400.0	27.8%	16.0
神戸地裁龍野支部	93	177	102	190.3	109.7	1	3	300.0	36.6%	34.0
奈良地裁葛城支部	391	801	442	204.9	113.0	24	43	179.2	63.1%	10.3
奈良地裁五条支部	46	94	48	204.3	104.3	0	3			16.0
大津地裁彦根支部	217	448	252	206.5	116.1	14	31	221.4	52.4%	8.1
大津地裁長浜支部	79	180	104	227.8	131.6	0	4			26.0
和歌山地裁田辺支部	149	271	126	181.9	84.6	8	11	137.5	61.5%	11.5
和歌山地裁御坊支部	31	67	43	216.1	138.7	0	2			21.5
和歌山地裁新宮支部	37	69	12	186.5	32.4	1	4	400.0	8.1%	3.0
支部小計	7239	13617	7564	188.1	104.5	256	560	218.8	47.8%	13.5

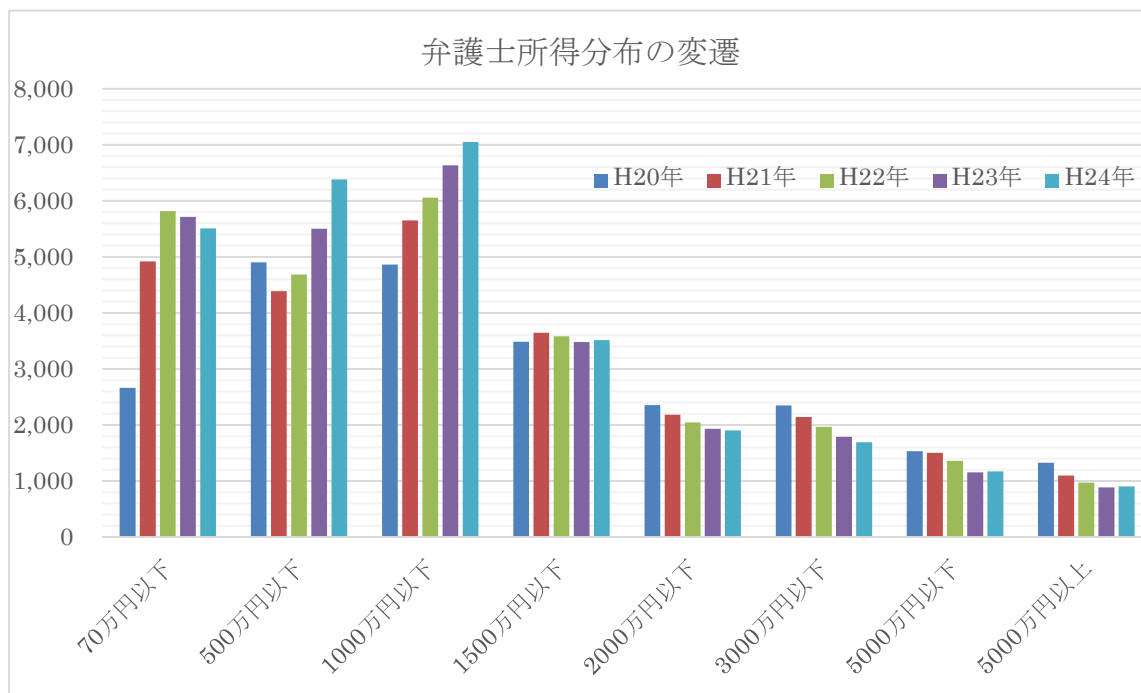
大阪地裁本庁	13184	20211	13439	153.3	101.9	2836	4000	141.0	72.3%	3.4
京都地裁本庁	3355	5340	4236	159.2	126.3	371	642	173.0	73.0%	6.6
神戸地裁本庁	2883	4223	2654	146.5	92.1	335	513	153.1	60.1%	5.2
奈良地裁本庁	822	1176	736	143.1	89.5	72	112	155.6	57.6%	6.6
大津地裁本庁	749	1249	707	166.8	94.4	43	105	244.2	38.7%	6.7
和歌山地裁本庁	610	957	692	156.9	113.4	65	124	190.8	59.5%	5.6

上記表からすると、支部に弁護士は倍増したが、それでも事件数は増えていないことがわかる。なお、平成21年は、過払金返還請求訴訟の増加に伴って、事件数が全国的にピークの年となっている。

第12 弁護士の所得の急激な減少

国税庁の統計によると、弁護士の所得は、下記の表のとおり、急激に減少している。統計上の総数が増えている中、年間所得が1500万円を超える弁護士の総数は減り、500万円以下の弁護士が増えている。但し、事業所得に関する統計であり、給与所得を考慮した所得統計の整理をしたデータはない。

	総人数	所得のある者	損失のある者	70万円以下	500万円以下	1000万円以下	1500万円以下	2000万円以下	3000万円以下	5000万円以下	5000万円以上
H20年	27,039	23,470	3,569	2,661	4,902	4,865	3,485	2,355	2,346	1,533	1,323
H21年	31,687	25,533	6,154	4,920	4,390	5,650	3,648	2,184	2,142	1,500	1,099
H22年	33,669	26,484	7,185	5,818	4,684	6,056	3,581	2,044	1,966	1,362	973
H23年	34,932	27,094	7,838	5,714	5,503	6,636	3,481	1,932	1,791	1,152	885
H24年	35,902	28,116	7,786	5,508	6,382	7,049	3,515	1,902	1,691	1,169	900



第13 弁護士の人口増加の単位会別の特徴

単位会別に弁護士人口の増加の傾向を調べてみると、この20年の間に、増加の傾向に大きな変化が生じていることがわかる。

弁護士白書から単位会別の弁護士数を抜き出して、1994年から2004年までの弁護士の数を比べると、増加率が高い単位会は、以下のとおりであり、奈良弁護士会がトップとなっている。旭川や岩手、佐賀というこれまで弁護士が少なかった単位会でも増えたところがあるが、奈良がトップで、埼玉、千葉、横浜もトップ10に入っていることと、都市部に近いところで弁護士人口が増加したと言えそうである。

1	奈良	56	91	1.62
2	旭川	20	31	1.55
3	岩手	33	50	1.51
4	第二	1,769	2,664	1.50
5	埼玉	223	336	1.50
6	佐賀県	27	40	1.48
7	第一	1,751	2,561	1.46
8	釧路	21	30	1.42
9	千葉県	219	307	1.40
10	横浜	561	762	1.35

逆に、会員数が増えなかったところは、以下のとおりである。近くに大都市がないところでは、ほとんど増えなかったと言えそうである。

1	新潟県	133	133	1.00
2	青森県	43	44	1.02
3	香川県	83	85	1.02
4	沖縄	173	179	1.03
5	鳥取県	25	26	1.04
6	秋田	49	52	1.06
7	富山県	50	54	1.08
8	徳島	45	49	1.08
9	大分県	63	70	1.11
10	山形県	46	52	1.13

同様に弁護士白書からの数字からの抜き出しと最近の日弁連HPからの抽出によれば、2004年から2014年までの弁護士の増加比率が高い弁護士会は、以下のとおりである。滋賀の増加率が異常に高い。1994年からの増加率が低かった青森県や鳥取県も急増している。佐賀県は、増加傾向が高いままであり、20年間では、27名が96名にと3.56倍に増加している。

1	滋賀	48	139	2.89
2	島根県	26	69	2.65
3	青森県	44	115	2.61
4	鳥取県	26	67	2.57
5	茨城県	99	249	2.51
6	佐賀県	40	96	2.40
7	釧路	30	70	2.33
8	福井	43	99	2.30
9	千葉県	307	679	2.21
10	旭川	31	68	2.19
11	熊本県	115	251	2.18

2004年から2014年までの弁護士の増加比率が低い弁護士会は、以下のとおりである。大阪は、増加率が低い単位会であり、東京三会や福岡も増加率としては低い。弁護士の人口比率の高い地域では増加の比率はさほど高くなっていないということが言える。なお、奈良は、増加率が低い単位会となっている。後述する彦根の状況を重ね合わせると、急増には反動がある可能性がある。

1	沖縄	179	242	1.35
2	秋田	52	76	1.46
3	大阪	2,792	4,112	1.47
4	高知	56	87	1.55
5	東京	4,540	7,211	1.58
6	愛媛	93	158	1.69
7	福岡県	637	1,087	1.70
8	第一	2,561	4,358	1.70
9	山形県	52	90	1.73
10	第二	2,664	4,645	1.74
11	奈良	91	160	1.75

ちなみに過去に発行された日弁連名簿の記載から滋賀県の弁護士の事務所所在地

を整理すると、以下のとおりとなっており、彦根での増加は頭打ちとなり、この5年間では、草津という人口急増地で弁護士が増えて、甲賀や高島などの過疎地にも弁護士が増えていることがわかる。これらの地域で新たに事務所を開設した弁護士の登録番号は、3万よりも大きな番号の人が占める割合が高くなっている。なお、弁護士過疎地域におけるひまわり公設事務所の設置の際には支援委員会が作られるなどして、弁護士会による組織的な開設支援が行われていたが、このような開設支援なしに弁護士過疎地域に法律事務所ができるようになってきているというところが気になるところである。

年度	総数	彦根	草津	長浜	野洲	守山	甲賀	湖南	近江八幡	東近江	高島
2004	49	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0
2009	92	23	11	2	1	1	1	1	0	0	0
2014	139	25	20	4	2	4	4	1	4	2	3

なお、大阪弁護士会や兵庫県弁護士会でも、裁判所所在地ではない自治体に事務所を構える弁護士が増えているが、滋賀県同様、3万よりも大きな番号の人が占める割合が高くなっている。

京都では、入所まもなくしての退所や登録換、体調不良による会費免除申請などの事例も増えてきている。